

第 4 4 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する各審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申について

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申することとする。

第 3 審査請求に至る経過

- 1 令和 4年 1月 4日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような行政文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

①2019年度、2020年度、2021年度

教員の暴言（体罰も）に該当すると指摘、連絡が学校にあり、その内容、記録、対応されたものがわかるもの。（以下「本件請求内容①」という。）

②上記について

学校から教育委員会事務局（以下「事務局」という。）指導（担当）指導主事、（管理）主事に連絡、相談のあった日時、内容のわかるもの。（以下「本件請求内容②」という。）

- 2 同月 7日、実施機関は、審査請求人に対し、請求書の記載内容が文書を特定するに足りるほどの具体性に欠けるとして、補正を依頼した（以下「補正①」という。）。

- (1) 実施機関は、本件請求内容①及び②について、請求の対象となる校種、実施機関が保有する行政文書の名称及び学校文書分類表を提示するとともに、行政文書を特定するために必要な記載事項も例示し、請求内容を確認した。

なお、実施機関は補正①によっても請求の対象となる行政文書の特定が難しい場合は、再度補正を依頼することや、条例第 6条第 1項第 2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠けるものとして、形式上の不備が認められるため却下することがある旨を申し添えた。

(2) 同月12日、審査請求人は、実施機関が提示した行政文書をすべて請求対象とするとした上で、「体罰等に関する申し出があり、事務局や学校が体罰と判断認定しなかった事例について、及び申し出があり、事務局・学校が調査、聞き取りしたが体罰と認定しなかった事例」（以下「補正回答①」という）並びに「教員による児童生徒に対する暴言にあたりと当該事案に係る指摘・連絡が事務局以外の者から学校にあったもの（実施機関が判断したものにかかわりなく）」（以下「補正回答②」という。）も請求内容とする回答したほか、令和元年 9月18日付31A中第53号及び「電話などによる相談・苦情等について」（以下「補正回答③」という。）を記載した。

3 同月17日、実施機関は、審査請求人に対し補正①の回答内容が文書を特定するに足りるほどの具体性に欠けるとして、補正を依頼した（以下「補正②」という。）。

(1) 実施機関は、補正回答①から③に対して、行政文書が特定できない理由を示した上で、合理的な範囲で請求内容を具体化するように依頼した。

(2) 同月19日、審査請求人は、補正回答①については「学校文書分類表にあるのかわからない」、補正回答②については「各学校に聞いて教えてほしい」、補正回答③の記載については「請求内容に含める」と回答した。

4 同月24日、実施機関は、審査請求人に対し補正②の回答内容が文書を特定するに足りるほどの具体性に欠けるとして、補正を依頼した（以下「補正③」という。）。

(1) 実施機関は、補正回答③について、過去に審査請求人が行政文書公開請求で得た行政文書名を列記した上で、請求内容を具体的にするように依頼した。

(2) 同月26日、審査請求人は、補正回答③について「どうしてA中学校のことが記載されているのか理解できない。当初請求内容で理解できないということか。文書名は、事務局、学校職員でないので審査請求人は具体的に特定できない。審査請求人から事務局、学校関係者に直接聞いてもいいが、教育長・実施機関から許可してほしい。」と回答した。

5 本件公開請求及び補正①から③を踏まえ、実施機関は請求内容を次のとおり確定した。

令和元年から令和 3年度

- ・体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）（以下「本件対象文書①」という。）
- ・体罰に関する調査（以下「本件対象文書②」という。）
- ・体罰調査以外で、学校長から報告はないが、保護者、児童生徒その他の者から体罰に関する申出があり、事務局として体罰と認定した事例において、その事例の内容を記載した行政文書（以下「本件対象文書③」という。）
- ・体罰に関する調査及び不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）のうち、教員による児童生徒に対する暴言にあたりと事務局が判断したもので、当該事案に係る指摘・連絡が実施機関以外の者から学校に対してあったもの（以下「本件対象文書④」という。）
- ・体罰に関する調査及び不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件のうち、「教員による」「児童生徒に対する」「暴言」に対する指摘・連絡であることが明示的に記載されたもの（本件対象文書④は除く）で、該当事案に係る指摘・連絡が事務局以外の者から学校に対してあったもの（以下「本件対象文書⑤」という。）
- ・体罰等に関する申出があり、学校や事務局が体罰と判断・認定しなかった事例について、及び申出があり、学校や事務局が調査・聞き取りをしたが体罰と認定しなかった事例（以下「本件対象文書⑥」という。）
- ・教員による児童生徒に対する暴言にあたりと該当事案に係る指摘・連絡が実施機関以外の者から学校にあったもの（実施機関が判断したものに関わりなく）（以下「本件対象文書⑦」という。）
- ・本件対象文書⑦について、学校から事務局（担当）指導主事、管理主事に連絡、相談のあった日、時、内容のわかるもの（その他）（以下「本件対象文書⑧」という。）
- ・体罰に関する調査及び不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件について、学校、事務局が、関係する児童生徒、教員（まわりの見ていた人達）、保護者に対して聞き取り等の調査をしたもの（以下「本件対象文書⑨」という。）
- ・令和元年 9月18日付31A中第53号について、体罰・暴言（問題となったものも含む）について（メモも含む）わかるもの（以下「本件対象文書⑩」という。）
- ・「電話などによる相談・苦情等について」（令和元年 6月14日）について、学校名が特定できる文書及び学校で行われた調査が記録された文書（以下「本件対象文書⑪」という。）

6 同年 2月22日、実施機関は、本件公開請求のうち、本件対象文書③及び⑧に対して、対象となる行政文書は存在しないことを理由として、非公開決定

(以下「本件処分①」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。

7 同年 3月 2日、審査請求人は、本件処分①を不服として、実施機関に対して本件審査請求①を行った。

8 同年 2月22日、実施機関は、本件公開請求のうち、本件対象文書⑩に対して、行政文書を取得又は作成しておらず、存在しないことを理由として、非公開決定(以下「本件処分②」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。

9 同年 3月 2日、審査請求人は、本件処分②を不服として、実施機関に対して本件審査請求②を行った。

10 同年 2月24日、実施機関は、本件公開請求のうち、本件対象文書⑥及び⑦に対して、条例第 6条第 1項第 2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるとして、却下の非公開決定(以下「本件処分③」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。

11 同年 3月 7日、審査請求人は、本件処分③を不服として、実施機関に対して本件審査請求③を行った。

12 なお、実施機関は、本件公開請求に対して、本件処分①から③の他に、本件対象文書①、②、④、⑤、⑨及び⑪を特定し、一部公開決定等(以下、「本件一部公開決定」という。)を行っているが、本件審査請求①から③は、それぞれ本件処分①から③に対して行われたものである。

第 4 実施機関の主張

1 各決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書③を公開しない理由として、実施機関として体罰と認定した事例において、学校長から報告のないものはないため、本件対象文書⑧を公開しない理由として、学校から事務局の担当指導主事又は管理主事に連絡、相談した日時等について記録した行政文書は存在しないためとしている。

本件対象文書⑥及び⑦を公開しない理由として、条例第 6条第 1項第 2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるため、として却下としている。

また本件対象文書⑩を公開しない理由として、摘示の文書に係る体罰・暴言に関する行政文書を取得又は作成しておらず存在しないためとしている。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 本件対象文書③の内容について

ア 本件対象文書③に該当する行政文書は、次の(ア)から(オ)までの条件を全て満たすものである。

- (ア) 「体罰に関する調査」以外で、
- (イ) 学校長から報告はないが、
- (ウ) 保護者、児童生徒その他の者から体罰に関する申出があり、
- (エ) 事務局として体罰と認定した事例において、
- (オ) その事例の内容を記載した行政文書

イ 本件対象文書③に該当する行政文書は存在しないこと

本件処分①の時点で、実施機関として体罰と認定した事例において、学校長から報告のない事例は存在しないことから、上記ア(イ)及び(エ)を満たす事例はないため、本件対象文書③に該当する事案は存在せず、対象となる行政文書は存在しない。

(2) 本件対象文書⑧の内容について

ア 本件対象文書⑧は、本件処分①とあわせて行った本件一部公開決定に係る事案について、学校から事務局の担当指導主事、管理主事に連絡、相談のあった日時、内容の分かる行政文書を請求している。

イ 本件一部公開決定は、上記第 3の補正手続により実施機関が把握した次の請求内容に対して決定したものである。

2019年度、2020年度、2021年度

本件対象文書①、②、④及び⑤

ウ 上記イの請求内容と、本件一部公開決定により特定した文書の対応関係は、次のとおりである。

(ア) 本件対象文書①

令和元年度から 3年度体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）

(イ) 本件対象文書②及び⑤（結果的に本件対象文書⑤は本件対象文書②に包含される）

平成30年度から令和 3年度体罰に関する調査

(ウ) 本件対象文書④

令和元年から 3年度不適切な指導ではないかとして問題とされ調査し

た事件（報告）

エ 本件対象文書⑧に該当する行政文書は存在しないこと

(ア) まず、上記ウ(ア)及び(ウ)の報告書（以下「本件各報告書」という。）は、学校長が「体罰」又は「不適切な指導」ではないかと判断した場合に作成し、事務局の所管課に提出するものである。これについて、本件対象文書⑧で求めている「事務局所管課担当指導主事、管理主事に連絡、相談のあった日時、内容の分かるもの」は本件各報告書そのものであるから、本件対象文書⑧に対しては、本件各報告書のほかに存在する文書を特定する必要があるが、そのような文書は作成する必要がないため、存在しない。

(イ) 仮に請求内容を広範に解釈し、本件各報告書に係る事案について、報告書が提出される前に学校から事務局の所管課に寄せられた第一報等に関する行政文書について該当するとしても、「体罰」や「不適切な指導」と疑われる事案については、事務局の所管課は電話等により逐次かつ速やかな報告をするよう求めており、基本的にこの段階で文書による報告を求めることはない。

そのため、この段階で作成されうる文書は、電話を受けた担当指導主事等が聞きとった内容をメモしたものであって、当該メモを組織内で供覧するなどして組織共用しない限り、これは職員個人の段階のメモであるから、行政文書に該当しない。

(ウ) 本件一部公開決定に係る本件各報告書に係る事案についても、本件対象文書⑧に該当する行政文書は作成しておらず、存在しない。

(エ) 次に、本件対象文書②は、体罰事案の把握と禁止の徹底を図るため児童生徒・保護者（以下「保護者等」という。）に配付しているものであり、保護者等は、用紙を学校の管理職又は事務局いずれかに提出することができる。

(オ) 本件対象文書②が保護者等より学校に提出された場合、学校から事務局の所管課に写しを送付して報告し、事務局の所管課に直接提出された場合は、当該所管課より学校にその内容を伝える。学校においては、関係の児童生徒、保護者、教職員等に事実確認を行うが、その内容については、事務局の所管課は逐次かつ速やかな報告をするよう指導しており、基本的にこの段階で文書による報告を求めることはない。そして、学校長が「体罰」や「不適切な指導」ではないかと判断した

場合は、「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」又は「不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」を作成し、事務局の所管課に提出する。

(カ) したがって、本件対象文書②について、本件対象文書⑧に関して作成されうる文書は、本件対象文書②が学校から事務局の所管課に送付された日をメモしたもの、学校長から電話等により報告を受けた内容を担当指導主事等がメモしたものであるが、当該メモを組織内で供覧するなどして組織共用しない限り、これらはいずれも職員個人の段階のメモであるから、行政文書に該当しない。

(キ) 本件一部公開決定に係る上記(2)ウ(イ)に係るいずれの事案についても、本件対象文書⑧に該当する行政文書は作成しておらず、存在しない。

オ 以上のことから、本件対象文書③及び⑧を非公開とした実施機関の判断に瑕疵はなく、本件処分①は適正に行われたものである。

(4) 本件対象文書⑩について

ア 「令和元年 9月18日付31A中第53号」とは、「不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」（以下「本件報告書」という。）のことであり、本件報告書は、当該学校の学校長が教員の指導について「不適切な指導」ではないかと判断したことから、事務局の所管課に提出されたものである。

イ 本件対象文書⑩を特定するに当たっては、文書による補正手続において、審査請求人から「学校名および、学校での記録されている文書名をおしえてもらいたい」と要望があり、これらの情報を提供することが可能な事案であったため、学校名と文書名を情報提供し、請求内容の補正を依頼した。これに対して審査請求人からは、情報提供した文書名について「上記A中学校に関するものがなぜ記載されているか理解できない」と回答があったため、これら情報提供した文書は請求に該当しないと理解せざるを得ず、かつ審査請求人から「体罰・暴言についてわかるもの」と回答があったため、本件公開請求の内容を上記第3の5のとおり補正した。

ウ 本件対象文書⑩は存在しないこと

(ア) 本件報告書は、上記アのとおり、「体罰」ではなく「不適切な指導」

に関する報告書であるから、「体罰についてわかるもの」は存在しない。また、「暴言についてわかるもの」はその定義が不明瞭であるが、本件報告書に係る文書名は審査請求人に情報提供しており、審査請求人はそのいずれも該当しないと理解せざるを得ない回答をしているのだから、審査請求人の求める「暴言についてわかるもの」も存在しない。

(イ) したがって、本件対象文書⑩は存在しない。

(5) 本件対象文書⑥について

ア 本件対象文書⑥は、補正①から③のとおり、「体罰等」という請求の文言の定義ができていないことが本件処分③の理由の一つである。教員の指導に関する学校への申出は、多岐にわたり、適切な指導を誤解している場合や具体性がなく事実確認できない場合、そもそも教員の指導に対する批判なのかどうかの判別ができない場合などさまざまな可能性があり、「結果として体罰と認定されなかった申出」というだけでは、元々の申出内容が特定されているとはいえない。

イ また、仮に請求内容を限定的に解釈して、「教員の指導を『体罰』あるいは『体罰等』という単語を使って申出した文書」（及びそれに関連する学校の記録）のように行政文書の対象を定義したとしても、体罰と認定していない文書は、どのような形式で、かつ何を主題として提出されているかによって、管理・保存の定めが一定ではないため、このような定義の仕方では、結局のところ、学校内の全ての行政文書を確認しなければならず、合理的に可能な範囲で行政文書を特定することはできないことも理由の一つである。なお、このことについても、補正①から③を通じて審査請求人に修正するようお願いした。

ウ 本件処分③においては、文書の特定ができないことにより請求を却下している。これに対する審査請求人の主張は、大要、本件処分③の理由が説明されていないというものである。しかし、実施機関は、本件処分③を行うに当たり、行政文書非公開決定通知書による通知だけでなく、詳細な却下理由や補正の経緯を文書で説明している。したがって、審査請求人の当該主張は認められないものである。

エ その他、審査請求人は、本件公開請求の内容から文書が特定できるはずという趣旨の主張をしているが、何ら具体性のある主張はされていない。却下の理由（本件公開請求の内容から文書が特定できないこと）及

び補正の経過は、審査請求人に文書で説明しているとおりであって、本弁明書において補足が必要な点は特段ない。

(6) 本件対象文書⑦について

ア 本件対象文書⑦については、「暴言」に関する行政文書について、実施機関として考えられる行政文書を本件対象文書④及び⑤のとおり特定したが、それ以外の行政文書については、補正①から③のとおり、請求内容がこのままであれば、結局のところ全ての行政文書の記載を確認し、それが暴言に当たるのか否か判断する必要がある、あるいは、全ての行政文書の記載内容を確認し、「教員による」「児童生徒に対する」「暴言」に対して指摘・連絡があるか判断する必要がある、合理的に可能な範囲で行政文書を特定することができない。また、「暴言」という文言の定義が明らかでないことも補正①から③において、審査請求人に伝えている。

イ 本件対象文書⑥及び⑦のいずれも、合理的に可能な範囲で特定されれば行政文書を集めることができることから、学校に存在する行政文書の分類表である「令和 3年度学校文書分類表」を示し、これを参考に、単語で検索する形を例として案内しながら、行政文書を特定するために必要な事項の記載をするよう審査請求人に補正①から③で求めた。

しかしながら、審査請求人はこれらの補正に応じず、行政文書の特定をすることができないことから、かかる却下の決定となった。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を特定し公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び当審査会からの調査への回答で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分①について

ア 実施機関職員によると、これまで、再三にわたり、体罰として問題になった事案は、報告することになっていると聞いてきた。

イ 今回請求内容について、含まれていないものがあると受け止めた。

ウ 「体罰」については、体罰ではないかと問題となって調査された件すべて報告ということであるからである。

エ 調査の記録、報告書等が作成されていることは明らかである。仮に報告書等が学校から、提出されていないということについては、審査請求人としては責任のないことである（感知しないことである）。

オ 昨年から、再三の指摘等に関して、指摘が実施機関に届いた段階で、実施機関もしくは学校が、調査等されているはずである。少なくとも、審査請求人が本件請求を行った前後において、学校への聞き取り、調査等がなされていることは「体罰」等の実施機関の取り組みからすると、当然であるといえる。調査内容は答えられないということからも明らかである。

カ 「体罰」をなくすための取組として、体罰ではないかとして調査したものは、すべて報告がなされていると受け止めている。学校、学校長の判断だけで報告するか、しないを、決めることはできないということである。本件請求に関して、「体罰」はなかった、と判断して報告をしないというようなことはできないということである。審査請求人は学校名は特定できなかったが（実施機関は特定できていた）、確認作業等の調査がなされたら、調査の記録、報告書等が、作成されたことは明らかである。

文部科学省への体罰に関する報告書の注に、次のとおりある。「その事件が体罰にあたるという認識をもったもののみでなく、体罰でないかと保護者や児童生徒等からの訴え報告があり、事実関係を調べたものすべてを含む」とある。

キ 1992年当時の報道「名古屋市教育委員会体罰 1件→ 8件に修正（新聞1992年 7月22日）」にも、「同市教育部長教委内部で体罰に関する考え方の食い違いがあった。という弁明がなされている。」

文部科学省中等課によると、「学校側のとらえる体罰だけでなく、保護者側が体罰と問題にしたものまで含めて報告するよう求めていた。」とある。どのような理由か不明であるが、「体罰に関する調査」を実施機関は行っている。

ク 本件「体罰等」に関する請求については、学校が判断するのではなく、問題となって調査等した事案について、報告することになっているということからすると、当然報告がなされているといえる。その場合は、記録があるということである。「体罰・不適切に関する報告書がないという理由」は、非公開の理由にならない。記録等の公開が求められるとい

うことである。

ケ 本件に関して、報告制度に基づいて、該当する学校から、報告書が提出されている、いない等は、審査請求人の理解を超えている。実態が想像できないということである。

コ 学校での報告も含め、体罰に関して、何があったのかを知りたいということで公開を求めているものである。まったく何も公開されないということは、不当違法である。まったく何もなかったことなのかすら、不透明である。何もなかったというような、全面否定ではないことだけは確かであり、そうであるなら関係するものを公開できるということである。

サ 約30年前から、実施機関は、経過について請求人は把握していないが、「体罰」調査を広げていることは周知のことである。

実施機関においては「体罰」調査に関しては、「体罰に関する調査」を全市の、児童生徒・保護者に、文書で調査がなされている。「体罰」に関して全市的に、取り組んでいる実施機関において、今回の請求に関して、学校名が実施機関において把握されているにもかかわらず、該当する学校の関係する全生徒、全職員への文書による聞き取り等がなされての判断とは思えない。正確な確認がなされた上で、請求に関するものがないとされていないのではないかといえる。なぜなら確認等についても一切説明がない、そうであるなら、文書存在の確認が不十分な決定は誤りである。厳密な調査がないままの、不存在等の決定は誤りである。学校が、体罰、不適切と判断しないからということだけで、請求内容を非公開とすることは、一方的判断、説明なき処分につながるもので、違法不当といわざるを得ない。何があったのか、経過なども含め、速やかな公開を求めるものである。

シ あるべきものがないということ、少なくとも指摘した事案の学校において、何があったのか知りたいということから、以上等の主張を含め、本件において、処分の取り消しを求めるものである。

ス 当初の請求内容は、①2019年度、2020年度、2021年度、教員の体罰と暴言に該当すると指摘、連絡が学校にあり、その内容記録、対応されたものわかるもの、及び②上記について（担当）学校から事務局指導主事、管理主事に連絡、相談のあった日時内容のわかるもの、である。

2019年度、2020年度、2021年度に指摘が学校にあったものということ

である。体罰、暴言に該当するということは指摘した、指摘者の判断になるといえる。

（担当）学校から事務局の所管課指導主事、管理主事に連絡、相談のあった日、時、内容のわかるもの。ということについて、実施機関はどのように受け止めたのかの弁明、説明を求める。

セ 補正①から③において、請求内容は、上記第 3 の 5 の内容に変わっていて当初の請求内容でなぜ、補正が必要であったのか、実施機関の説明、弁明を求める。

あわせて、それぞれどうしてもしなければいけなかった理由があったか、ということである。同様に補正がなされなかったら、どうなったかということについても説明と弁明を求める。

ソ 補正の前に、学校に請求内容を示して確認すれば明らかになったのではないかといえるからである。なぜ学校に請求内容を確認しなかったのかの説明、弁明を求める。

タ 上記第 4 の 2(1)ア(ア)から(オ)まで、すべてを満たすものがなかったことということで、非公開としているということである。どのような理由で、(ア)から(オ)まで、満たすということになったのかの説明、弁明を求める。補正において請求範囲が、あまり広がりすぎない内容にということとは、心がけたことは確かである。

チ しかし、実施機関が、体罰と認定した事例や、事例の内容を記載した行政文書ということがなぜ、要件になるのか、理解できない。実施機関の説明、弁明を求める。実施機関として、具体的に、(ア)から(オ)までについて、それぞれについての把握がなされている事例はあったのかなかったのか、補正では説明がなされていなかったといえる。まずは、指摘された、体罰、暴言について、具体的にどのような事例があったのかどうかの説明がなされなかったといえる。実施機関が、把握されている、(ア)から(オ)までの事例についての説明、弁明を求める。

ツ 本件請求内容①に該当する行政文書は、存在しない。ということについて、実施機関が体罰と認定した事例において、校長から報告のない事例は存在しない。校長が実施機関に相談、報告書を提出していない場合、提出忘れなどがある可能性を考えると、学校に対して調査をしないで、存在しないということは、実態に合わないということである。

テ 審査請求人は、審査請求書において審査請求の経緯及び審査請求の理由を上記アからスを述べているが、弁明書では実態に基づいた具体的な弁明、説明がなされていない。

(2) 本件処分②について

ア これまで、再三にわたり、体罰として問題になった事案は、報告することになっていると聞いてきた。今回請求内容も、当然調査等されており、調査記録、報告書等が作成されていることは明らかである。

イ 本件請求した文書のもとになっている「A中第53号」が、実施機関に届いた段階で、実施機関もしくは学校が調査等されているはずである。少なくとも、本件請求の前後において、学校への聞き取り、調査がなされていることは当然である。

ウ 「体罰」をなくすための取り組みとして、体罰ではないかとして調査したものは、すべて報告がなされていると受け止めている。学校、学校長の判断だけで報告するかしないかを定めることはできない。本件請求に関して、「体罰」はなかったと判断して報告をしないことはできない。

エ 「A中第53号」についての確認作業等の調査がなされたら、調査の記録、報告書等が作成されたことは明らかである。文部科学省への体罰に関する報告書の注に上記(1)カのとおりあり、1992年の新聞の報道にも、「同市教育部長 教委内部で体罰に関する考え方の食い違いがあった。という弁明がなされている。」

オ 文部科学省中等課によると、「学校側のとらえる体罰だけでなく、保護者側が体罰と問題にしたものまで含めて報告するよう求めていた。」とある。「体罰に関する調査」を実施機関は行っている。

カ 本件請求については、問題となって調査等した事案について報告することになっていることからすると、当然報告がなされているといえる。その場合は記録がある。記録等の公開が求められる。本件に関して、報告制度に基づいて、該当する学校から報告書が提出されている、いない等は、審査請求人の理解を超えている。実態が想像できない。

キ 体罰に関して、何があったのかを知りたいということで公開を求めている。まったく何も公開されないということは、不当違法である。約30年前から、その後、実施機関は、「体罰」調査を広げていることは周知

のことである。

ク 「体罰」に関して、全市的に取り組んでいる実施機関において、今回の請求に関して、学校名が実施機関において把握されているにもかかわらず、該当する学校の関係する全生徒、全職員への文書による聞き取り等がなされての判断とは思えない。文書存在の確認が不十分な決定は誤りである。学校は、体罰、不適切と判断しないからというだけで、請求内容を非公開とすることは、一方的判断、説明なき処分につながるもので、違法不当といわざるを得ない。経過なども含め、速やかな公開を求める。

ケ 体罰として問題になった事案は報告することになっているということは間違いなのか。報告しない場合はあるか、報告しない場合は、どのような場合かの説明、弁明を求める。

コ 今回の請求内容について、調査等されたことは明らかであると、認識しているが、調査等されたかどうかの説明、弁明を求めるものである。もし調査をされていない場合は、その理由について説明、弁明を求めるものである。

サ また、学校からの報告書が、なされているかいないか明らかにしてもらいたい。調査等後の、報告書がなされていない場合は、その理由等の説明、弁明も求めるものである。

シ 上記ウの認識について、実施機関に、実態に基づいた、説明、弁明を求める。問題提起されて、調査されたものは、校長が判断して、報告するしないを決めるということではないということである。実施機関は、このような対応を現在しているのか、していないのか、しない場合はどのような場合があるのか明確な説明、弁明をする責任があるので、その説明を求める。

ス また、「A中第53号」について、これは明らかな「体罰」事案である。なぜ遅れて提出されたのか不明、それも別件と一緒に、どのような聞き取りがなされたのか等を含むものが明確にされていない。

セ 30年前、からの「体罰」についての実施機関の取り組みを説明してもらいたいということである。体罰、調査、防止等の取り組みが明確になると今回の、公開、非公開に関しての論議がスムーズになるといえるか

らである。体罰防止の取り組みについて、実施機関からの説明、弁明を求めるものである。

ソ 本件事案について、事案の同じ空間、同じ時間を共有していた、生徒職員、場合においては、それ以外の人に対しての聞き取りがなされたかどうかということを、確認しているが、いまだなされていないという主張をしていることに対する、実施機関の説明、弁論をしてもらいたい。それらがなされず、不存在という決定は違法であるということである。

タ 審査請求人の補正①から③に対する回答について、請求人の、回答に対して、実施機関はどのように受け止めたかの、明確な説明、弁明を求める。ただ聞かただけということでは、補正に応じた請求人としては、負担だけ負わされたということになるからである。実施機関の説明、弁明を求めるものである。

(3) 本件処分③について

ア 本件請求(2022年 1月 4日付請求)に関しては、一部公開されたものもある。請求内容に関して、補正に応じた審査請求人の回答に問題があったとは考えにくい。理由不明の、突然の却下であるとしか言いようがない。

イ 少なくとも、実施機関職員が、審査請求人の補正に関する回答について、まったく的外れな回答をしていて理解できなかったとは思えない。そうであるなら、そのような指摘があったはずであるといえる。

ウ 「特定するために必要な事項の記載に欠け」とあることの説明がなされていない。記載に欠けというなら、なぜ欠けている、どのようなことが欠けているのか等の理由等の説明がなければならない。理由なき一方的な処分は、違法であるということである。

エ 「形式上の不備が認められるため」とあるが、どのような形式上の不備なのかの説明がなされていない。理由等の説明なき一方的処分といわざるを得ない。違法な処分であるということである。

オ 実施機関において、本件処分にかかる決定通知書において、行政文書の名称を特定されているにもかかわらず、特定することできないという理由は理由にならないといえる。理由なき処分は違法であるということである。

カ 特定できない、ということで補正を求めているが、そもそも請求内容を関係者にわたし、請求に該当する記録や文書があるかないかの調査を行えば、あるかないかが明確になったといえる。各学校への調査を行ったかどうか通知書では、触れられていない。却下処分の前に、各学校への調査は行っていないと判断する。自らが、特定できない。ということだけで補正の途中で却下処分を一方的にしたことは不当、違法であるといわざるを得ない。不当違法な処分は、取り消されるべきである。

キ 審査請求書において、審査請求の経緯及び審査請求の理由を上記アからカを述べているが、実施機関弁明書では、実態に基づいた具体的な弁明、説明がなされていない。

ク 補正①についての弁明等に反論をする。審査請求人の実施機関への回答（2022年 1月12日付）について、対象となる校種について、該当する校種は、全校かどうかについての実施機関の弁明、説明を求める。

補正②に対する審査請求人の回答（2022年 1月19日付）について、該当する内容について担当の主事…学校に確認されているのでしょうか等、ということについて、実施機関の弁明、説明を求めるものである。対象校種についてあえて聞かれていることについて、弁明、説明を求める。

ケ 「体罰ではないか」として問題とされ調査した事件」の報告 記入上の留意点について「体罰ではないかと…事実関係を調べたものすべてを含む…関係児童生徒等からも聴取すること」ということからすると。実施機関の云われる、体罰と問題になったものはすべて実施機関に上がってきているということになるが、実態は違うということ、実施機関は、認めようとされない理由も、わからないでもない。報告等がなされていない、実態をもし正式に認めたら、体罰に関する報告が、体罰と問題になった件が、隠されていることを認めることになるからである。

コ 令和元年 6月14日付け「電話などによる相談・苦情等について」（以下、「本件相談等」という。）において、「体罰」という判断がなされなくとも、報告書が提出されてきたということ。各学校の実態は、体罰かどうかの判断及び対応について、報告書を提出するかどうか、あいまいであるということ。審査請求人が、各学校対して調査をもとめる理由と根拠である。

サ A中学校の事案は体罰ではないかと問題になっても校長が報告しない

事例であり、事務局担当課に文書がないから調査をしないで非公開ということで済む問題ではない。

第 6 審査会の判断

1 争点

実施機関が、本件対象文書③、⑧及び⑩を不存在として行った本件処分①及び②の妥当性並びに本件対象文書⑥及び⑦が条例第 6 条各項に規定する形式的要件を満たしていないとして行った本件処分③の妥当性が争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件公開請求の対象となる行政文書の特定について

(1) 本件公開請求について

ア 本件公開請求において、本件請求内容①は令和元年度から 3 年度までの教員による暴言や体罰について学校へ指摘・連絡があったものの内容、記録及び対応がわかる行政文書、本件請求内容②は本件請求内容①に関して事務局の担当者へ連絡・相談があった日時及び内容がわかる行政文書を求めるものであると窺われる。

イ 本件公開請求に対し、学校等の教育機関を所管する実施機関の文書管理上、調査範囲が広範となり合理的な努力では行政文書の特定ができないことから、審査請求人に対し、請求趣旨を確認し、実施機関が作成・取得する行政文書名やその様式を示し請求内容を具体的に示すよう 3 回の補正を求め、その回答を踏まえて請求内容を本件対象文書①から⑩と確定したものである。

4 体罰等に係る事務について

(1) 実施機関は、体罰の実態把握と事案発生時の報告の徹底のため、保護者等による随時の連絡のほかに、保護者等を対象に体罰に関する調査（以下「体罰調査」という。）を実施し、体罰ではないかと疑われる事案を把握

している。

- (2) 学校長が体罰ではないかと疑われる事案を把握した場合、その事実関係を調査し当該事案が体罰であると判断したときには、「体罰ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」（以下「体罰報告書」という。）、また体罰ではないが不適切な指導であると判断したときには「不適切な指導ではないかとして問題とされ調査した事件（報告）」（以下「不適切指導報告書」という。）を作成し、事務局へ報告することとなっており、体罰報告書及び不適切指導報告書（以下、これらを「体罰等報告書」という。）は事務局で集約されているとのことであった。

また、体罰等報告書は、調査年月日、調査のきっかけ及び調査して判明した事実を記載する定まった様式である。

- (3) それ以外に事務局及び学校には、保護者等から教員等による指導等に関する連絡・報告が日々多く寄せられており、それらの中には、具体性のないものから適正な指導を誤解した事案、指導上の懲戒行為など様々なものが含まれており、体罰等以外の事案で行政文書を取得・作成した場合は、各学校において当該事案の主題に応じた簿冊に保存するとのことであった。

5 本件処分①から③の妥当性について

(1) 本件対象文書③について

ア 本件対象文書③は、体罰調査以外で、学校長から事務局へ報告がないが、保護者等やその他の者から学校又は事務局に体罰に関する申出があり実施機関が体罰であると認定した事案の内容が記載された行政文書であると解される。

イ しかしながら上記 4のとおり、実施機関において体罰等であると認定した事案の内容は体罰等報告書に記載されており、当該事案の発生した学校の学校長から事務局へ報告されることから、事務局が集約していることが認められる。

ウ したがって、学校長から事務局へ報告がないことを前提とした本件対象文書③は存在しないとした実施機関の決定は不合理であるとまではいえない。

(2) 本件対象文書⑥及び⑦について

ア 条例第 6条第 1項について

(ア) 同項は、行政文書の公開についての具体的な請求方法を定めたもの

であり、同条第 1 項では、行政文書の公開を請求する者は、その氏名等のほか、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項を記載した請求書を提出しなければならないとしている。

- (イ) 同項における公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載をいう。

イ 条例第 6 条第 2 項について

- (ア) 同項では、公開請求書に形式上の不備があると認められる場合に、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとしている。また、この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならないとしている。

- (イ) 同項における公開請求書に形式上の不備があると認められる場合とは、記載されていない事項がある場合や、行政文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であるため、行政文書が特定できない場合等をいい、相当の期間とは、補正を行うのに社会通念上必要と認められる期間をいう。また、補正の参考となる情報とは、行政文書検索目録その他公開請求者が行政文書を特定するために必要な情報をいう。

- (ウ) 実施機関によって行政文書の管理及び運営の状況が異なることは通常想定されうるため、合理的な努力で公開請求の対象となる行政文書を特定できるかどうかは請求内容や実施機関における行政文書の管理など具体的な状況に応じて、個別に判断されるべきである。

ウ 本件対象文書⑥は、事務局及び学校が体罰ではないかと疑われる事案を把握したが、体罰であると判断されなかった事案に係る行政文書であると解される。

エ 本件対象文書⑦は、実施機関が暴言と認定したかどうかに関わらず、教員等による児童生徒に対する暴言ではないかと指摘・連絡が実施機関以外の者から学校にあった事案に係る行政文書であると解される。

しかしながら本件一部公開決定において、実施機関は本件対象文書④及び⑤を暴言に関する行政文書として特定していることから、本件対象文書⑦は、教員等による児童生徒に対する暴言ではないかと指摘・連絡

が実施機関以外の者から学校にあった事案に係る行政文書のうち、実施機関が暴言と認定していない事案に係るものであると解釈できる。

オ 上記第 3 のとおり補正①から③を通じて、実施機関は体罰等の把握に関する事務の説明をし、体罰等に関して作成・取得する行政文書を提示したほか、学校等が保有する行政文書まで探索することは、調査範囲が広範で文書特定までに相当の期間を要するため、請求対象とする学校や事案などを具体的にすることが必要であることを説明し適正に補正を依頼したことが認められる。

カ 一方、審査請求人は補正手続に対して都度形式的に回答しているものの、学校等が保有する行政文書の探索を一貫して求め続けているにすぎず、審査請求人の主張は条例第 6 条第 2 項による補正の趣旨に沿っておらず、審査会は、これを認めることはできない。

キ 以上のことから、実施機関により審査請求人に対し、補正手続が求められ、審査請求人は、最終的に本件対象文書⑥及び⑦として請求内容を確定した。しかし、本件対象文書⑥及び⑦は、事務局が保有する体罰等に関する行政文書に該当するとは認められず、実施機関の「学校が保有する行政文書の探索や確認をするまでの義務は有していない」旨の主張は、これを不合理であるとまでは言えない。

(3) 本件対象文書⑧について

ア 本件対象文書⑧は、本件一部公開決定により特定した本件対象文書①、②、④及び⑤の事案について、学校から事務局の所管課指導主事や管理主事に連絡・相談のあった日時及び内容が記載された行政文書であると解される。

イ 本件対象文書①及び④は令和元年度から 3 年度の体罰等報告書であり、本件対象文書②及び⑤は平成30年度から令和 3 年度の体罰調査であり、いずれも当該事案を把握した経緯、発生日時、場所並びに内容及び調査内容等が記載された行政文書である。

ウ 実施機関によると、学校が体罰ではないかと疑われる事案を把握したときは、逐次かつ速やかに電話等により事務局へ報告していることから、本件対象文書⑧は学校から事務局に報告される本件対象文書①、②、④及び⑤そのものであり、それ以外に作成を要する行政文書はないとのことであった。

エ したがって、本件対象文書⑧の作成及び取得は事務上想定されないことをもって不存在とした実施機関の決定は特段不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事実も認められない。

(4) 本件対象文書⑩について

ア 本件対象文書⑩は、過去に審査請求人が公開請求した個別具体的な事案に係る不適切指導報告書について、体罰・暴言の内容がわかる行政文書であると解される。

イ 実施機関によると、当該事案は既に不適切な指導と判断され不適切指導報告書が作成されていることから、同一事案について特段の事情がないのに改めて体罰にかかる行政文書を作成する必要はないとのことであった。

ウ したがって、本件対象文書⑩の作成及び取得は事務上想定されないことをもって不存在とした実施機関の決定は特段不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事実も認められない。

(5) 以上のことから、実施機関が本件対象文書③、⑧及び⑩について不存在として行った本件処分①及び②並びに本件対象文書⑥及び⑦について公開請求の対象となる行政文書を特定するために必要な記載に欠け形式的要件を満たさないとして行った本件処分③は妥当であると認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の主な経過

1 調査審議までの経過

(1) 本件審査請求①

年 月 日	内 容
令和 4年 3月14日	諮問書の受理
5月31日	弁明書の受理
8月22日	反論意見書の受理

(2) 本件審査請求②

年 月 日	内 容
令和 4年 3月15日	諮問書の受理
5月24日	弁明書の受理
8月12日	反論意見書の受理

(3) 本件審査請求③

年 月 日	内 容
令和 4年 3月22日	諮問書の受理
5月31日	弁明書の受理
8月22日	反論意見書の受理

2 調査審議以降の経過

年 月 日	内 容
令和 6年 4月19日 (第71回第 1小委員会)	調査審議
6月21日 (第73回第 1小委員会)	調査審議
7月19日 (第74回第 1小委員会)	調査審議
8月 9日 (第75回第 1小委員会)	調査審議
9月20日 (第76回第 1小委員会)	調査審議
9月30日	答申

第 8 手続に関する付言

本件処分の妥当性について、当審査会は答申に至る手続として条例第25条第 4項の規定により、審査請求に係る事件に関し必要な調査（以下「本件調査」という。）を、以下のとおり実施した。

- 1 令和 6年 7月23日付け「名古屋市情報公開条例第25条第 4項の規定による

調査について」と題し、審査請求人に対し、令和 6年 8月30日までの意見書及び資料の提出を求めた。

※審査請求人が、多数の審査請求を行っており、審査が長期化しているところ、迅速かつ効率的な審理・審査を行うため、同一事件に関する事案又は類似事案を整理した上で、4つの設問を調査項目として、審査請求人の意見書及び資料の提出を求めたものである。

2 同月25日、審査請求人から当審査会に対し、口頭で提出期限の延長を求める旨の連絡があった。

3 同月26日、審査請求人に対し、上記 1の調査内容は複雑ではないことから、特段の理由があると判断できなければ、延長することなく決定することを予告し、同年 8月 7日までに具体的な理由を書面で提出することを求めた。

4 同月29日、審査請求人から当審査会に対し、理由の項目を記載した書面の提出があった。

5 同年 8月 9日、審査会は、審査請求人の延長の申し出について審査したところ、特段の理由は認められず、仮に審査請求人から意見書又は資料の提出がない場合でも、本件審査請求に対する審査会の結論をまとめることができるものと判断した。その上で、同日、審査請求人に対し、上記 2の延長の申し出には応じられない旨を通知した。

6 同月13日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査に係る質問等を記載した書面の提出があった。

7 同月15日、審査請求人に対し、上記 6の書面のうち、本件調査に係る訂正箇所について回答するとともに、その余の指摘については回答する予定がない旨を通知した。

8 同月19日及び20日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査及び上記 7の通知に係る質問等を記載した書面の提出があった。

9 同月23日、審査請求人に対し、上記 8の書面のうち、本件調査の意見書等の提出にあたり必要と判断した部分について回答するとともに、再度その余の指摘については回答する予定がない旨を通知した。

10 同月27日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査及び上記 9の通知

に係る質問等を記載した書面の提出があった。

11 同月30日、審査請求人から当審査会に対し、本件調査の回答として意見書及び資料の提出があった。

12 同年 9月20日、審査会は、上記11の意見書及び資料を踏まえ、本件審査請求について改めて調査審議を行い結論をまとめた。

よって、審査会は、本件審査請求に対して審査請求人から申出のあった条例第26条第 1項に定める口頭意見陳述について、意見書及び資料の提出により争点に係る審査請求人の主張を述べる機会は十分与えられたものとし、口頭意見陳述の実施は審査会の結論に影響を及ぼすものではないことから条例第26条第 1項ただし書により、その必要がないと判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 川上明彦、委員 清水綾子、委員 渡部美由紀